くみあいNEWS

第１５３４４号
2024年3月13日（水）
発行責任者
日本製鉄和歌山労働組合
組織教宣部
WAKAYAMA WORKERS' UNION

組合ＨＰ：http://nssmwu.jp/　　代表内線番号　和歌山地区（本部）（54）－3590
堺地区　652990／海南地区（54）－5555

AP24春季取り組み速報

今次要求に対する会社回答が示される！

基本賃金の改善額

35,000円！

会社回答内容（要旨）

１．月例給与の改訂

月例給与について組合員一人あたり３５，０００円を次の通り増額する

（１）基本給の本給および年令加給を１０，５００円増額する。

（２）仕事給の職能給および職務・役割給を２４，５００円増額する。

※業績連動型賞与決定方式における業績連動指標を２０２５年の年間賞与より「製鉄事業セグメント実力ベース連結事業損益」に改めることを前提に、実力損益が過去最高を見通している中にあって現行制度下では２０２４年の年間賞与が減少する見込みであることも踏まえ、従業員の更なる生産性向上を期待する観点から増額する９，０００円を含む。

２．定期昇給（賃金構造維持分）の実施等

２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの賃金に関する協定の有効期間において、定期昇給を実施するとともに職能給および職務・役割給の更改を実施する。なお、年齢３５歳、勤続１７年の社員における、２０２４年度の定期昇給および仕事給の更改平均額の合計は約６，９００円となる見込みである。

３．年間休日の増

年間休日日数を常昼勤務者について１日増加する。

４．臨時出勤手当の支給要件見直し

臨時出勤手当について、業務の都合その他の事情により、所定出勤日の出社前に臨時出勤を命じた場合についても支給する。

５．単身赴任手当および単身赴任者の一時帰宅交通費の支給要件および支給回数の見直し

（１）単身赴任手当

単身赴任手当の支給要件について、家族・親族の扶養要件を廃止し、「止むを得ざる事情により、同居している家族・親族を残し、赴任する場合」とする。

（２）単身赴任者の一時帰宅交通費

単身赴任者の一時帰宅交通費について、支給要件（１）単身赴任手当と同様とし、支給回数を２ヵ月に３回とする。